

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起算日は、翌日が休日である場合)

## 鳥取県告示第二百九十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月六日

鳥取県知事 石二朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
鳥飼 医院	東伯郡東郷町小鹿谷二四六	内科、産婦人科、肛門科	昭和四十六年二月十七日

## 鳥取県告示二百九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月六日

鳥取県知事 石二朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 錄 の 年 月 日
鳥国医第一五八〇号	古賀五之	昭和四十六年三月十八日
第一五八一號	馬嶋一曉	"
川本久雄	"	"
十五日		

告 示

- ◆ 告 示 生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止
- ◆ 教委告示 土地改良事業計画の決定
- ◆ 公 安 告 示 ブルセラ病検査等の実施
- ◆ 公 告 技能検定の実施
- ◆ 正 誤 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◆ 公 告 風俗営業等取締法による聴聞
- ◆ 公 告 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◆ 公 告 領土改訂正の告示

## 鳥取県告示第二百九十五号

自然公園法(昭和三十一年法律第二百六十一号)第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業を決定したので、同法同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

事業の位置を表示した図面は、鳥取県商工労働部観光課及び若桜町役場に備えつけて供覧する。

昭和四十六年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

位 置

鳥取県八頭郡若桜町眷米

## 鳥取県告示第二百九十六号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ブルセラ病検査、結核病検査、ひな白痢検査、ピロプラズマ病検査、ニューカツスル病検査、豚丹毒予防注射及び駆除を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第六条の規定に基づき、牛、豚及び鶏の所有者に対して検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十六年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施の目的 ブルセラ病、結核病、ひな白痢、ピロプラズマ病、ニューカツスル病及び豚丹毒予防のため  
2 実施する区域 県下全域  
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
4 ブルセラ病検査及び結核病検査

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

血液塗抹検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。ただし、生後三日以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

3 ニューカツスル病検査

4 ピロプラズマ病検査及び駆除

5 豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

## 四 実施の期日

昭和四十六年四月六日から昭和四十六年九月三十日まで

## 五 検査、注射及び駆除の方法

1 ブルセラ病検査  
2 結核病検査  
3 ひな白痢急速凝集反応  
4 ピロプラズマ病検査

00603

5 ニューカツスル病検査

臨床検査及びH.I抗体検査

6 豚丹毒予防注射

豚丹毒予防液皮下注射

7 だに駆除

アズントール散布

鳥取県告示第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十六年二月四日付で八頭郡郡家町大字大坪七六番地中本長寿ほか一十三人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（郡家地区ほ場整備）、事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月六日

昭和四十六年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九十九号

昭和四十六年二月十八日付で国府町長から申請のあつた土地改良（三代寺地区老朽ため池補強）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九十八号

昭和四十六年二月十八日付で国府町長から申請のあつた土地改良（岡益地区老朽ため池補強）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

## 一、縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二、縦覧に供する期間

昭和四十六年四月七日から二十日間

## 三、縦覧に供する場所

国府町役場

## 四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年四月六日

鳥取県教育委員会委員長 小田大吉

一日時 昭和四十六年四月九日 午前十一時十五分

二、場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室  
三、議題 (1) 教育課程審議会委員の任命について  
(2) その他

## 鳥取県公安委員会告示第二十二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年四月六日

一、聴聞の期日及び場所

昭和四十六年四月十五日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇

二、聴聞当事者の住所及び氏名  
鳥取市山根三三一 松田重行  
倉吉市山根三三一 松田重行

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年四月六日

鳥取県公安委員会委員長 田村純一

一、聴聞の期日及び場所

昭和四十六年四月十五日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県警察本部内(県庁七階) 鳥取県公安委員室

二、聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市山根三三一 松田重行

## 鳥取県公安委員会告示第二十二号

00605

第4228号 (第三種郵便物認可)

昭和46年4月6日

鳥取県公認

公 告

鳥取市元町124 県立農業技術訓練場  
別途鳥取県技能検定協会から通知する。

ウ 実技試験問題は、昭和46年6月17日（木）に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和46年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和46年4月6日

鳥取県知事 石破二朗

1 実施する検定職種

普通旋盤加工、フライス盤加工、治工具仕上げ、金型仕上げ、工場板金、建築板金、回転電機組立て、配電盤組立て、回転電機巻線、左官、タイル張り、プロツク建築、建築大工、木工塗装、建築塗装、金属塗装、廣告美術仕上げ及び表具

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行なう。

3 検定の方法

検定は、実技試験及び学科試験によって行なう。

4 実験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和46年6月27日（日）から昭和46年9月19日（日）までの間に  
おいて、指定する日に行なう。

イ 実施場所

イ 実施場所  
別途鳥取県技能検定協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市元町124 鳥取県技能検定協会（電話鳥取22-3494）

## (3) 受付期間

昭和46年5月6日(木)から昭和46年5月20日(木)まで(郵送による場合は合、受付期間内の消印のあるものに限る。)

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、20円切手をはつたもの)を同封して行なうこと。  
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 6 受検手数料及びその納付方法等

## (1) 受検手数料

## ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
普通 旋盤加工	4,000円
フライス盤加工	4,000円
治工具仕上げ	4,000円
金型仕上げ	4,000円
工場板金	3,000円
建築板金	3,000円

回転電機組立て	4,000円
配電盤組立て	4,000円
回転電機巻線	4,000円
左官	3,000円
タイル張り	3,000円
プロック建築	3,000円
建築大工	3,000円
木工塗装	3,000円
建築塗装	3,000円
金属塗装	3,000円
広告美術仕上げ	4,000円
表具	3,000円

## イ 学科試験の受検手数料

## 1,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

7 昭和46年4月6日 火曜日

報 公 県 取 鳥

- (3) その他  
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。
- 7 合格者の発表等
- (1) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和46年10月22日（金）に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表等  
技能検定の合格者の氏名を昭和46年10月下旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。
- 8 その他  
技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。

出 號

昭和四十六年四月一日付鳥取県公報号外第三十五号登載の告示（昭和四十六年九月鳥取県告示第四百八十一号の一部改正によるもの）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貞 段 行 誤 正  
二 上 終わりから七 十六号 鳥取県告示第一百八十七号 鳥取県告示第一百八